

T A I N S を利用した判例研究研修

第 2 部

T A I N S を利用した判決・裁決 の事例紹介について

①前提編

税理士 浅井 一宏

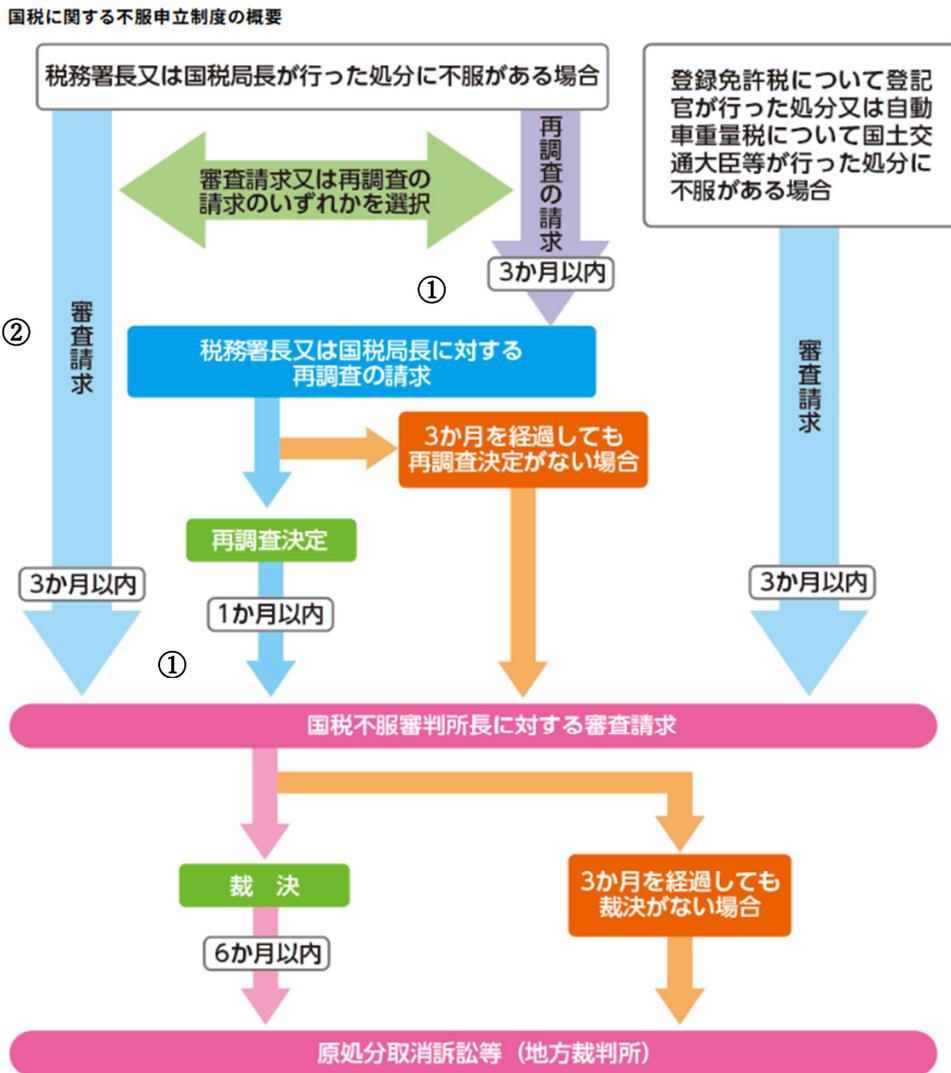
目次

I.	税務争訟の制度について	3
1.	再調査の請求.....	4
2.	審査請求	4
3.	訴訟.....	5
II.	裁決・判決の情報取得方法	7
1.	裁決.....	7
2.	判決.....	10
III.	裁決・判決の読む前提知識	12
1.	法体系(法令)と課税実務(通達など)	12
2.	法的三段論法.....	13
3.	弁論主義と職権探知主義	13
4.	立証責任と分配	14
5.	争点(総額主義と争点主義)	14
IV.	判決・裁決の事例紹介(タイトルのみ。本文は研修資料②に掲載。)	16

本レジュメの記載及び研修講師の解説のうち私見にわたる部分は、研修講師が所属する(過去の所属していた)団体等の見解ではない旨を、念のため、申し添えます。

I. 税務争訟¹の制度について

国税に関する法律に基づき税務署長等が行った更正・決定などの課税処分、差押えなどの滞納処分等(以下、「課税処分等」と記載します。)に不服があるときは、「再調査の請求」、「審査請求」、「訴訟」の、3つの権利救済制度を利用することができます。以下が、3制度を含めた概要図になります。



(国税庁レポート2024 V 権利救済より上図引用)

¹ 金子・新堂・平井編、法律学小辞典(第4版)では、行政「争訟」の意味として、行政機関に対して審査を求める行政上の不服申立(異議申立て・審査請求など)と、裁判所に対してする行政事件訴訟の、両者を含めて呼ぶことが多い旨が説明されています。

そのため、本レジュメでは、国税に関する行政処分に対してなされる、再調査の請求、審査請求、訴訟を総称して、「税務争訟」と記載します。

上の概要図とおり、課税処分等を争うときは、最初から裁判所に訴える(訴訟を提起する)ことはできません。税務争訟の場合、①「再調査の請求」と「審査請求」を経て、または、②直接の「審査請求」を経て、それでも納税者の不服が認められない場合に、訴訟を提起することができます(不服申立前置主義)。

なお、これら3制度を利用するには、あくまで国税に関する行政「処分」の存在が前提となります。例えば、税務調査で調査官から指摘を受け、とりあえず修正申告をし、その後、修正した項目や発生した増差税額を対象に審査請求をすることはできませんので、念のため申し添えます。

1. 再調査の請求

再調査の請求は、課税処分等をした税務署長等に対して行います。課税処分等がされてから、3か月以内に請求する必要があります。

再調査請求では、税務署長が、その課税処分等が正しかったかどうかを、改めて見直しを行います。

再調査の請求の結果は、原則、請求から3か月以内に結果を出すとして、「再調査決定書」という書面で、納税者に結果を通知します。

なお、再調査の請求を経ずに、(2)の審査請求を直接することもできます²。

2. 審査請求³

審査請求は、国税不服審判所長に対して行います。①再調査請求を経た場合には、再調査決定の日から1か月以内に、②直接に審査請求をする場合には、課税処分等の日から3か月以内に、請求する必要があります。

審査請求は、税務行政部内における公正な第三者的機関である国税不服審判所が、納税者(審査請求人)と税務署長等との間に立つ公正な立場で審査請求事件を調査・審理して裁決を行います。

審査請求では、標準的な審理期間が設けられ、原則1年以内の事件処理がなされます。審査の結果は、「裁決書」という書面で、審査請求人に通知されます。

なお、審査請求人は、裁決の内容に不服があるときは、訴訟を提起することができます。一方で、裁決は行政内部の最終判断であるため、税務署長等は、裁決の内容を不服として訴訟を提起することができません。

² 平成28年3月までの旧制度では、原則として、税務署への異議申立て(現在の再調査請求)を経なければ、国税不服審判所への審査請求はできない、二段階の不服申立て制度でした。

³ 詳細は国税不服審判所のWebページを参照ください。

3. 訴訟

国税不服審判所の裁決に不服がある場合、裁判所に訴訟を提起することができます。我が国では、正しい裁判を実現するために三審制度、すなわち、第一審、第二審、第三審の三つの審級の裁判所を設けて、当事者が望めば、原則的に3回までの反復審理を受けられるという級審制度を採用しています⁴。なお、第二審(控訴審)では事実認定や法律の適用について再検討され、第三審(上告審)では法律の解釈や適用についての問題が審理されます。

行政事件である税務訴訟の場合、上の概要図のとおり、第一審が地方裁判所になりますので、第二審(控訴審)は高等裁判所、第三審(上告審)は最高裁判所が担当することになります。

そのため、①地方裁判所の判決に不服がある場合には、高等裁判所にて事実認定や法律の適用について再検討され、②高等裁判所の判決にも不服がある場合には、最高裁判所に上告が受理された場合には、法律の解釈や適用についての問題が審理されます。

裁判所は司法機関であり、(1)再調査の請求、(2)審査請求を担当する行政機関とは異なります。そのため、裁判所では、行政機関とは独立して立場から、課税処分等の適法性が判断されることとなります。

なお、裁判所では、行政機関のような明確な事件処理の標準機間は設けられていませんが、税務訴訟も含まれる行政訴訟の平均審理期間⁵は、令和5年度で17.3か月(約1年半)です。

⁴ 裁判所 Web ページ 裁判所の組織>概要>裁判所の旧新制度より引用

⁵ 裁判所 Web ページ 裁判所データブック 2024 (第2部事件の統計>第2審理期間)

コラム1:

3制度の取消し割合などの実績

～ 再調査の請求は原則3か月以内、審査請求は原則1年以内に処理 ～

イ 再調査の請求

- **目標** 国税庁、国税局及び税務署では、再調査の請求の標準審理期間を3か月と定め、原則3か月以内にその処理を終えるよう努めています。
- **実績** 令和5(2023)年度における再調査の請求の3か月以内の処理件数割合は98.2%となっています。
なお、同年度における再調査の請求処理件数は2,278件(課税関係2,156件、徴収関係122件)で、このうち納税者の請求の全部又は一部が認められた割合は6.5%です。

ロ 審査請求

- **目標** 国税庁及び国税不服審判所では、審査請求の標準審理期間を1年と定め、原則1年以内にその処理を終えるよう努めています。
- **実績** 令和5(2023)年度における審査請求の1年以内の処理件数割合は99.1%となっています。
なお、同年度における審査請求処理件数は2,873件(課税関係2,671件、徴収関係202件)で、このうち納税者の請求の全部又は一部が認められた割合は9.7%です。

ハ 訴訟

令和5(2023)年度における終結件数は172件(課税関係149件、徴収関係19件、審判所関係4件)であり、このうち納税者の請求の全部又は一部が認められた割合は7.6%です。

(令和5年度の取消し割合など国税庁レポート 2024 V 権利救済より以下引用)

II. 裁決・判決の情報取得方法

今回の研修テーマである「裁決」「判決」を、どのように入手(情報収集)すればよいかを考えてみたいと思います。

「裁決」「判決」のいずれも、インターネット上の検索エンジンのキーワード検索により、解説している記事や、原文を、入手できる可能性はあります。また、最近では、生成AIに質問をすることで、「裁決」「判決」の内容を含めた回答を入手できるかもしれません。しかし、いずれの方法も、偶然の要素が入りますし、専門情報の確実性という点で、現時点では疑問もあります。

そのため、以下は、「裁決」「判決」の一次情報(原文)や、確度ある二次情報(要約など)の情報収集に焦点を当てて考えてみます。

1. 裁決⁶

裁決書は、国税不服審判所が、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資するとの観点から、先例となるような裁決については公表をしています。特に、平成4年以降の公表裁決は、国税不服審判所の HP に、個人情報等は伏せられた形にした、ほぼ全文が公開されています。裁決の公表頻度は、最近では、3か月に1回程度となります(本レジュメを作成している時点(2024年12月下旬)で、同年6月までが公表)。

国税不服審判所

National Tax Tribunal

ホーム	国税不服審判所の概要等	不服申立制度等	公表裁決事例等の紹介	その他の情報	お知らせ
-----	-------------	---------	------------	--------	------

ホーム >> 公表裁決事例集等の紹介

公表裁決事例集

国税不服審判所では、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資するとの観点から、先例となるような裁決をします。

「裁決事例集(冊子)」は、国税不服審判所の各支部(支所を除く)や都道府県立図書館に備え付けてあります。各々の所在地につきましては、『』なお、平成22年分以降は冊子による公表は行わず、当ホームページへの掲載のみとなります。

紹介情報

当ホームページでは、次の情報を提供しています。

- ▶ 『公表裁決事例要旨』
これまでに公表した裁決事例集の裁決要旨を関係税法ごとに分類して紹介しています。
- ▶ 『公表裁決事例』
平成4年以降平成21年までに発行した裁決事例集の裁決事例全文及び平成22年1月から令和6年3月までの裁決事例全文を紹介しています。
- ▶ 『裁決要旨の検索』
平成8年7月1日から令和6年3月31日の間に出された裁決に係る裁決要旨又は争点項目を検索・閲覧できるシステムを提供しています。
- ▶ 『裁決用語集』
裁決事例を読むに当たり、基本的な用語の意味を五十音順で説明しています。

Copyright 2008 National Tax Tribunal All Rights Reserved.

⁶ 各画面ハードコピーは、国税不服審判所の Web ページより

また、以下のように、税目ごと、論点ごとに、整理されています。そのため、公表裁決事例については、国税不服審判所の Web ページからの情報入手が、確実な方法の1つかと思われます。

[ホーム](#) >> [公表裁決事例等の概要](#) >> [公表裁決事例要旨](#) >> 法人税法関係

法人税法関係

総則

1. 納付義務者
 - A. [公益法人等の収益事業の範囲](#) (10件)
 - B. [人格のない社団等](#) (2件)
 - C. [その他](#) (1件)
2. 所得の帰属
 - A. [実質所得者課税の原則](#) (3件)
 - B. 所得の帰属者
 - a. [事業に係る利益](#) (1件)
 - b. [役員等名義の取引](#) (9件)
 - c. [資産から生ずる所得](#) (3件)
 - d. [従業員の厚生団体](#) (1件)
 - e. [リベート収入](#) (1件)
 - f. [組合に係る収益](#) (2件)
 - g. [その他](#) (2件)

所得金額の計算

1. 収益の帰属事業年度
 - A. [通常の商品販売](#) (3件)
 - B. [委託販売](#) (1件)
 - C. [請負収入](#) (4件)

しかし、上記の方法は、公表裁決であることが前提になります。これより遥かに多い、非公表裁決の情報には、どのようにアプローチすべきでしょうか。

(1) 国政不服審判所の裁決要旨検索システム

国税不服審判所の Web ページにある裁決要旨検索システムを利用すれば、非公表裁決も含めた、裁決要旨の閲覧ができます。このレジューメを作成している時点(2024年12月下旬)で、同年6月までの裁決要旨を閲覧することができます。

ただし、要旨であるため、結論と、理由の大枠は分かりますが、裁決の全体像(前提事実や詳細な理由など)が見えません。そのため、この情報だけで、どこまで依拠できるかの問題が残ります。

○ 検索方法の選択

争点番号検索

各税法別に『争点』を整理していますので、検索したい内容に応じて『争点番号』を選択し、『裁決要旨』を検索するものです。

キーワード検索

検索したい『キーワード』によって、該当する『裁決要旨』を検索するものです。

【ご注意】

1. 審査請求の争点となった事項別に「裁決要旨」を作成していますので、一つの裁決に複数の裁決要旨が存在する場合があります。
2. 推計課税に関する裁決等については、類似の裁決が多数あるため、代表的なものに限って「裁決要旨」を掲載しています。このため、検索した結果によっては、裁決要旨の表示がないこともあります。
3. 検索項目の「裁決結果」は、裁決書としての「区分」を表示していますので、このシステムで検索した個々の「裁決要旨の内容」と一致していないこともあります。例えば、裁決書に複数の処分が存在し、うち一つの処分が「全部取消し」された場合には、他の処分が「棄却」や「一部取消し」であっても、裁決書の「区分」としては、「全部取消し」の表示を行っています。

裁決要旨一覧表

『裁決結果』は、裁決書としての「区分」を表示していますから、裁決要旨の内容と一致しない場合があります。

[検索画面へ戻る](#)

[最初の10件](#)

[前の10件](#)

[次の10件](#)

[最後の10件](#)

[検索結果\(件数\)](#)

キーワード：「**事前確定届出給与**」で検索

[印刷用ページを表示](#) 

該当件数：1件 (1件目～1件目を表示)

1件目～1件目を全て印刷する

印刷する

支部名	東京	裁決番号	令030130	裁決年月日	令040616	裁決結果	棄却
争点番号	300710049	争点	7損金の額の範囲及び計算/10役員給与/4役員賞与/8その他				
事例集登載頁	裁決事例集には登載していません						
裁決要旨							
○ 請求人は、請求人が実際に支給した役員給与（本件支給給与）の額が、事前確定届出給与に関する届出書により届け出た役員給与（本件届出給与）の額と異なることとなったのは経理手続上の過誤にすぎず、役員給与の支給の恣意性は認められないこと等から、本件支給給与は事前確定届出給与に該当する旨主張する。しかしながら、実際に支給された役員給与が損金の額に算入される事前確定届出給与の要件を満たすものであるというためには、当該役員給与の支給が届出に係る事前の定めのとおりに行われたものであることを要するところ、本件支給給与の額は、株主総会の決議（定め）の額及び本件届出給与の額と異なっているため、本件支給給与は事前確定届出給与に該当しない。（令4.6.16 東裁（法）令3-130）							

裁決書は、行政文書に該当するので、情報公開の対象となります。そのため、裁決要旨検索システムを利用する等して裁決の存在を確認し、国税不服審判所に裁決書の開示請求を行えば、非公開裁決の全文(一次情報)を入手することができます。ただし、個人に関する情報等は、不開示とされる場合があります⁷。

(2) 判例等データベース・専門雑誌など

公開裁決及び非公開裁決の一部は、判例等データベースに収録される場合があります。判例等データベースの場合、全文が収録されることが多く、一次情報を確認できる利点があります。また、キーワード検索で網羅的にアプローチすることも利点だと思います。

しかし、確認したい裁決が掲載されるかはデータベースの収録ポリシーに左右される点や、データベースを利用するための一定の料金が発生する点などには、留意が必要かと思われます⁸。

また、税務の専門雑誌などに、裁決の要旨⁹や、学者や事務家の評釈も含めた記事が掲載されることがあります。裁決要旨や評釈は二次情報ですが、権威のある専門雑誌等であれば、情報の信頼性も高く、また長文の裁決書を読む時間を省略される点は、有用かと思われます。また、社会的に影響のある裁決の場合、他より、早く情報が入手できる可能性もあります。

ただし、発行頻度や紙面の都合から、掲載される裁決は、データベースに比べて、限られてくる点には留意が必要かと思われます。

2. 判決

判決についても、上記 1 の裁決と同様のアプローチになると考えられます。東京大学法学部研究室図書室の Web ページに掲載されている資料「わかっておきたい判例の探し方(入門編)」では、「判例が収録されるまで」として、要旨、以下のような説明がなされていたので、要約の上、引用させていただきます¹⁰。

⁷ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準（国税不服審判所）

⁸ 私見ですが、TAINS の場合、税理士が作る税務に特化した検索ツールになりますので、裁決書の掲載も相対的に充実しているように思います。また、税務に特化している分、小規模な会計事務所でも利用しやすい料金設定になっているようにも思います。

⁹ TAINS の場合、編集担当の税理士先生が、裁決要旨を書かれている場合があります。IV 裁決・判決の事例紹介では、当該要旨も掲載していますので、合わせてご参照ください。

¹⁰ 詳細は、以下 URL（東京大学法学部研究室図書室、「わかっておきたい判例の探し方(入門編)」、2023/04/01、図書閲覧チーム）にて、ご確認ください。2024 年 12 月 19 日現在の URL は以下になります。

<https://www.lib.j.u-tokyo.ac.jp/holdings/case/howto.html>

- (1) 裁判所の Web ページ・・・翌日から2週間程度
- (2) 判例データベース(Web 版)・・・更新頻度によるが、2週間から6か月程度
- (3) 判例雑誌・・・1か月から6か月程度
- (4) 公式判例集・・・6か月から1年程度

コラム2:

裁決書と判決書の段落構造(項目の細別と階層)

裁決書では、以下の順で、項目番号が付されています。

1>(1)>イ>(イ)>A>(A)

1の中は、(1)、(2)、(3)・・・と細分化され、さらに(1)の中は、イ、ロ、ハと細分化されます。そして、項目が2になると、2の中は、(1)、(2)、(3)に細分化される(以下、同様・・・)、といった構造をしています。裁決書は行政文書のため、公用文の書き方¹¹に準じた形式を用いています。

判決書も、裁決書と同じ構造をしています。以下のとおり、より公用文の書き方に近い項目番号が採用されています。

第1>1>(1)>ア>(ア)>a>(a)

¹¹ 渡辺秀喜「公用文の書き方・用事用語例集(第3版)」日本加除出版 37頁

III. 裁決・判決の読む前提知識¹²

今回の研修テーマであるTAINSを利用した判決・裁決の事例を紹介する前に、判決・裁決を読むに際しての前提知識を、簡単ではありますが、以下で説明します。

1. 法体系(法令)と課税実務(通達など)¹³

税理士が実務をするにあたり、「法令」など一口でまとめる場面も多いかと思われませんが、厳密には、以下のような階層に整理分類されます。(1)から(4)が法、特に(2)から(4)を法令と呼ばれます。

- (1) 憲法
- (2) 法律(所得税法など)
- (3) 施行令(所得税法施行令など)
- (4) 施行規則(所得税法施行規則など)
- *****
- (5) 通達(所得税法基本通達)
- (6) 事務運営指針、Q&A など(国税庁ホームページなどに記載)

それでは、税理士が、実務上参考にする場面も多い、(5)や(6)の通達等は、どのような位置づけになるのでしょうか。これらは、国家行政組織法 14 条2項「各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる」が根拠となる定めです。国税庁でいうと、国税庁長官が、国税職員に対して、課税等の実務現場において、大量の処理を画一的に処理させるために出す、国税当局内部における指示命令という位置づけになります。

通達等は法令ではないため、司法機関である裁判所が、この内容に拘束されるものではありません。ただ、判決を出すに際して参考にする場合もあり、通達等を、法令のように用いて判示する際には、その通達の適法性も含めて判断されることが多いと思われれます。

なお、国税当局内の第三者的組織である国税不服審判所も、国税庁長官通達に示された法令解釈に拘束されることなく裁決をすることができます。その場合、国税不服審判所長が、国税庁長官に意見を通知する必要があります。さらに、長官が意見が相当と認めない場合には、国税審議会の議決を経て、当該議決に基づき国税不服審判所が裁決をすることになります。

¹² 本レジュメのIIIについては、木山泰嗣教授（青山学院大学法学部）の書かれた、「法律の強い税理士になる-リーガルマインド基礎講座-」（初版）、大蔵財務協会（平成 26 年）、を特に参考としています。

¹³ 木山・前掲注（12）27～52 頁（第 3 章）を一部引用

2. 法的三段論法¹⁴

法的三段論法とは、具体的な事実から法的結論を導き出すための論理的な手法です。これには、(1)法解釈、(2)事実認定、(3)結論、の三つの段階があります。

(1)法解釈・・・法規を解釈し、法規範を定立する。

(2)事実認定・・・証拠を経験則に照らし、事実を認定する。

(3)結論・・・定立された法規範(1)に、認定された事実(2)をあてはめる。

この後、事例として紹介する、「判決」「裁決」では、この思考プロセスで、書かれていますので、確認いただければと思います。

ただ、この思考プロセスは、厳密さの程度はあれ、税理士も実務で、(無意識に)行っている場合が多いように思います。例えば、「法令でXXXという要件があり、貴社の場合YYYであり、今回はこの特例を適用することはできませんね」と回答するケースも、広い意味合いで、法的三段論法に入るものと思われま

す。また、法令を適用して行政処分を行う場合にも、この思考プロセスが用いられているはずですので、機会があれば、税務署長の名前で書かれる、更正通知書の理由欄をご確認いただければと思います。

3. 弁論主義と職権探知主義¹⁵

上記2のうち、事実認定の場面では、①弁論主義(当事者主義)、②職権探知主義という、2つのアプローチがあります。

①弁論主義とは、紛争の当事者自らが、主張(意見)や、立証(証拠の提出を通じて、自ら主張が真実であると、判断機関に確信させるための行為)をしなければならないアプローチです。当事者から主張が出なければ「ない」ものと、証拠が出なければ「ない」ものとして、取り扱われます。

裁判所は、弁論主義を採用しています。裁判所には、主張や証拠提出を促す「釈明権」を行使する権限もありますが、行使し過ぎると一方の当事者に加担する懸念もありますので、あくまで、弁論主義が原則とされています。

一方、②職権探知主義とは、判断機関が、自ら証拠を収集し、事実の認定を行うというアプローチです。

行政機関である国税不服審判所は、職権探知主義を採用しています。ただし、国税当局内の第三者的機関として、当事者に積極的な証拠提出を促すなどの方法で、弁論主義との調和を図っています¹⁶。また、標準審理期間が設けられた行政機関として、迅速な審理手続を進めるため、職権探知主義を採用しているという側面もあります。

¹⁴ 木山・前掲注(12) 53~90頁(第4章)を一部引用

¹⁵ 木山・前掲注(12) 117~144頁(第6章)を一部引用

¹⁶ 伊藤吉美「審査請求における対審制の在り方について一職権探知主義との関連を中心

4. 立証責任と分配¹⁷

上記3にて出た立証に関する論点として、「立証責任」という考え方があります。「立証責任」とは、当事者が自己に有利な事実の立証ができないために敗訴なること、と説明されます¹⁸。

弁論主義においては、当事者双方が証拠を提出することで、自己に有利な事実認定を目指すこととなります。立証に成功すれば、成功した側が目指した事実が認定されることとなります。しかし、当事者双方から出た証拠を見比べても、どちらかよくわからない状況にもなりえます。この状態を真偽不明(ノンリケット)といいます。この真偽不明に陥った際に、立証できなかった不利益を負うことを「立証責任」といいます。

そして、この「立証責任」を、当事者のいずれに負わせるか決めることを、立証責任の分配といいます。課税の場面においていえば、立証責任は、原則、課税庁側に分配されます。この立証責任の分配は、訴訟の段階だけでなく、税務調査の段階で税務署長が処分をする段階、国税不服審判所の段階でも、同様です。

なお、立証責任は課税庁側の分配されていること、イコール、納税者が何もせずとも、課税庁側が立証できなければ処分は取り消される、と誤解される納税者の方もおられますが、あくまで、課税庁側が立証に成功しなければという点にはご留意いただければと思います。課税庁側が立証に成功しており、納税者がそれに反証する(課税庁側の立証を崩す)ことができないければ、課税処分は、維持されることとなります。

5. 争点¹⁹(総額主義と争点主義)

争点は、紛争の核心となる論点や問題点を指し、①事実上の争点と、②法律上の争点に、大別されます。

①事実上の争点とは、主要事実の存否という事実認定が争点となるものをいい、②法律上の争点とは、法令の解釈、・適用(あてはめ)に係る争点をいいます。上記2の、法的三段論法の三つの段階と対応しています。

また、争点に関連して、審理の範囲に関する、総額主義と争点主義の違いについても触れておきます。総額主義では、審理の対象を原処分の適法性一般とするものであり、審理の範

に」税大論叢 72 号

¹⁷ 木山・前掲注(12) 145~166 頁(第7章)を一部引用

¹⁸ この「立証」で求められる証明度は、「一点の疑義も許されない自然科学的な証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑を指し挟まない程度に真実性の革新を持ちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りるもの」とされています(裁判 S50.10.24)

¹⁹ 審査事務提要 令和4年3月国税不服審判所(TAINS: 行政文書 R 0 4 0 3 0 0) 22 頁

囲は、例えば所得税であれば、所得の発生要件となり得る全ての事実関係に及ぶこととなります。一方で、争点主義では、その審理の範囲は、当事者の主張によって確定された争点事項に限られることとなります。

裁判所も国税不服審判所も、審理の範囲は総額主義とする立場をとっています。なお、国税不服審判所においては、総額主義を前提に、審査請求人と税務署長等の双方から事実関係や主張を聴き、争点に主眼を置いた調査・審理を行っています(争点主義的運営)。

IV. 判決・裁決の事例紹介(タイトルのみ。本文は研修資料②に掲載。)

TAINSでは、以下のように、週に1回程度 TAINS メールニュースが作成され、TAINS 利用者にメール配信されます。

【TAINSメールニュースNo.700】 電子申告義務がある大法人の「書面による還付申告」は無効です！ - ——…	12月5日
【TAINSメールニュースNo.699】 事前確定届出給与該当性～届出額と異なる金額の支給は全額損金不算入に！～ - —…	11月28日
【TAINSメールニュースNo.698】 遺留分減殺請求に基づく価額弁償金が確定した日とは和解が成立した日！ - ——…	11月21日
【TAINSメールニュースNo.697】 受取保険金を支払通知日の事業年度で雑収入に計上することも正しい処理です！ - -	11月15日
【TAINSメールニュースNo.696】 小規模宅地の特例／明細書等に記載した面積を変更することはできません！ - ——…	11月7日
【TAINSメールニュースNo.695】 代表者を同じくする法人への開発許可に基づく地位の売買は実体がある！ - ——…	10月31日
【TAINSメールニュースNo.693】 サブリース前提の不動産賃貸借契約／「同族会社の行為計算否認」を取消し！ - —…	10月24日
【TAINSメールニュースNo.692】 媒介又は取次ぎの仕入先名で「仕入税額控除」ができるとして全部取消し！ - ——…	10月17日
【TAINSメールニュースNo.691】 預貯金等の申告漏れ～通則法65条4項にいう正当な理由に当たらず！ - ——…	10月10日
【TAINSメールニュースNo.690】 適格合併で繰越欠損金を引き継いだ組織再編成を租税回避行為と認定！ - ——…	10月3日
【TAINSメールニュースNo.689】 取引相場のない株式に評価通達6の適用なしと判断・納税者勝訴で確定！ - ——…	9月26日
【TAINSメールニュースNo.688】 契約時覚書に居住用・事業用を問わないとされていても、用途区分は居住用の用 - —…	9月19日
【TAINSメールニュースNo.687】 市からバスの運行会社に支払われる運行負担金は、消費税の課税対象に！ - ——…	9月12日
【TAINSメールニュースNo.686】 マンション購入時に売主から受けた「修繕積立基金」は一時所得に該当！ - ——…	9月5日
【TAINSメールニュースNo.685】 預託金制ゴルフ会費権の預託金返還請求権に係る買倒損失の損金算入時期は？ - —…	8月29日
【TAINSメールニュースNo.684】 交際費等で継続的取引関係などから業務関連性を認め、処分を一部取消しに！ - —…	8月22日

入会申し込み
ログイン

TAINSメールニュース No.680 2024.07.25 発行(一社)日税連税法データベース

2024年07月25日

今週の判決・裁決

【1】 今週のお知らせ
 (1) TAINSだより
 TAINSだより(2024年夏号)を掲載いたしました。
 ≪特別寄稿≫なんでや！納税者関係ないやろ！
 一令和5年(行ツ)第334号最高裁第三小法廷令和6年5月7日判決一
 (弁護士 金谷 比呂史)
 ログイン後「TAINSだより」よりダウンロードすると閲覧できます。
https://app6.tains.org/search/tains_news
 (広報部長：上田 健一)
 (2) 大阪国税局の課税第一情報を「その他」「行政文書」に収録いたしました。
 主な内容は下記のとおりです。ご活用ください。

- ・ 国税通則法第65条「更正があるべきことを予知してなされたもの」とは？
- ・ 過大役員給与の損金不算入制度の概要
- ・ 苦情？それとも再調査の請求？＝文言に捕らわれずに内容で判断＝
- ・ 「裁判例からみた立証のポイント(令和2年版)」の送付について
- ・ 理由附記定型文例集について
- ・ 「推計課税の基礎知識」の送付について

「TAINSキーワード」に次のように入力すると検索できます。
 大阪国税局 ☆2024年07月収録分 ……9件
 (税法データベース編集室)

【2】 今週の判決等 (税法データベース編集室：藤原 真由美)
 経済的利益の供与～個人的な解決金等は損金不算入の給与！源泉徴収義務も～
 (令06-01-17 横浜地裁 棄却・控訴 2888-2558)

今回の研修では、TAINS メールニュース(650～700号²⁰)で取り上げられた今週の判決等から、以下の事例を紹介させていただきます。なお、TAINS ホームページで、一定期間のバックナンバーを参照することができます。

事例1

【法人税・裁決】特例適用のため取得時期を急がせたために、仮装と誤解された事例(令03-04-26 非公開裁決 棄却・一部取消し F0-2-1059)652号

事例2

【相続税・地裁判決】不当利得返還請求権が相続財産に。税理士に伝えなかった行為は隠蔽に該当(令05-02-16 東京地裁 棄却・確定 Z888-2554)673号

事例3

【源泉所得税・裁決】更正の請求～役員給与の返還により源泉徴収された所得税の還付請求は不可(令05-04-12 公表裁決 棄却 J131-1-02)655号

事例4

【相続税・高裁判決】取引相場のない株式に評価通達6の適用なしと判断・納税者勝訴で確定(令06-08-28 東京高裁 控訴棄却・確定 Z888-2667)689号

事例5

【法人税・最高裁】事前の防御機会のない青色申告承認取消処分は憲法31条違反とする少数意見が(令06-05-07 最高裁 棄却・確定 Z888-2621)671号

事例6

【消費税・裁決】仕入税額控除の内外判定／仕入れた時の楽器の所在場所は国内と判断(令03-08-02 非公開裁決 一部取消し F0-5-365)663号

事例7

【所得税・裁決】土地建物の一括取得～不動産鑑定評価による「積算価格比あん分法」が合理的～(令05-06-21 公表裁決 一部取消し・棄却 J131-2-03)656号

²⁰ 2023年12月28日から2024年12月5日まで、TAINS事務局より発行されたものです。最近の裁決や判決の要約などが記事にされたメールニュースであり、これに目を通すことで、判例等の動向を把握することができます。

事例 8

【相続税・地裁判決】相続税の申告期限までに解散・清算した同族会社に対する貸付金の評価は(令05-08-31 東京地裁 棄却・確定 Z888-2607)683号

各事例の号は、TAINS メールニュースの号数を示します。各事例の内容については、研修資料②「事例編」を、ご参照ください。